

2015年度

博士学位申請論文

主査 岩田 みゆき 教授

論文題目

幕末期貨幣改鑄と両替商

—増歩引き替えに関する考察—

The money recasting policy and guilds of money changers in the late Tokugawa period.

— The Tokugawa Shogunate charged a premium price with new coins in accordance with the ratio of gold and silver content of old coins. The guilds of money changers exchanged new coins for old coins. —

青山学院大学大学院

文学研究科

史学専攻

須賀 博樹

— 要 約 —

幕末期貨幣改鑄と両替商 ―増歩引き替えに関する考察―

須賀博樹

序章

一 幕府の貨幣金融機能

「江戸時代前半の貨幣改鑄と名目貨幣化」について述べていきたい。貨幣経済と信用経済が並立して高度に発達した江戸時代には、幕府鑄造の金属貨幣は金本位制度に似た制度に至るが、その貨幣制度が鎖国体制下での独自進化であるため限界も見せた。幕府は、金銀銅という貨幣素材不足や幕府財政収入の貨幣改鑄益金（出目）に束縛されたが、鑄造された金属貨幣でも幕府の政策により信用面が重視されるようになった。つまり、鎖国体制下では主に本位金貨（小判）の下に計数銀貨を従属させて、計数銀貨の小型化と額面価値の高額化が顕著になった。安政開港後は本位金貨に計数銀貨を従属させる形を維持しつつ日本金銀比価を国際水準に合わせ、他方、補助金貨で銀品位が高く小型化させ額面価値も高額化させる現象が短期間で現れた。

「藩への準備金銀貨供給者としての幕府」について述べていきたい。江戸幕府は最後の段階まで金属貨幣の鑄造にこだわり続けたが、その理由としては全国へ金属貨幣供給者として唯一の独占的な政権主体だったことがあげられよう。全国の各藩では藩札が発行されており、その藩札自体が藩領内の貨幣不足を賄うためのものだった。藩札はまさに近代でいう金ないし銀本位制のシステム下で発行・流通されており、基本的には発行元である藩の機関や藩から請け負った商人には相応の準備金銀があつてからこそ、円滑な流通が安定維持されたと見えよう。近世社会の経済発展に対応する通貨需要を賄うために藩札の果たしてきた役割は大きい。経済発展による藩札量の増大を意図するならば、当然その準備金銀量もそれに応じて増加させなければならない。幕府の鑄造した金属貨幣が、藩札に対する準備金銀の役割を担っていくのならば、準備金銀の需要増加に応じて金銀貨の品位低下や小型化を行って新金銀貨を全国へと引き替えていかなければならなかった。

本研究では「引替所附両替商」という表現を用いるが、これは引き替えを担った両替商組織を指すことにする。大坂では御為替三井組・御為替十人組（つまり「両組引替」）、銅山御用達の住友家（両組引替に住友家も加えると「三手引替」と呼ぶ）、十五軒組合（鴻池善右衛門の外に一四人か一三人）が引き替えを担った。他に、京都でも御為替三井組・御為替十人組の「両組引替」が引き替えを担った。

「幕府の貨幣金融安定への教訓と試練」について述べていきたい。幕府は貨幣と金融の安定を絶えず模索していた政権主体だった。幕府は、いわゆる近代でいう、政府機能と中央銀行機能が未分化の状態だった政権主体だったと理解できる。通常、この二つの機能が未分化の状態であると、通貨の暴走を引き起こし、貨幣や金融を不安定に陥れ易いのも事実である。幕府は貨幣改鑄という手段は用いたが、市場の混乱や貨幣での暴走を積極的に起こしていた政権だったとは到底考えられない。むしろ、近世後期の金属貨幣量を合理的に増やすため「悪鑄」という手段を用いたにすぎないとする。また、幕末維新时期大坂の貨幣金融の混乱に見られた差響・浮説・人気・分捕・閉店という現象だが、これら真相や影響は今後も継続して慎重に検討すべき課題と見えよう。両替店の一時閉店は、取り付け騒ぎを自ら避ける行為であつて、維新时期の閉店のみが特別な意味を持ったとは考えにくい。

部分もある。ただ、三都での貨幣金融の安定のために幕府は、十分には及ばない箇所もありつつも、「差響」や「浮説」に細心の注意を払った貨幣金融政策を行っていたと評価できる。それに、維新期の大坂の経済的打撃は、鳥羽・伏見の戦い、銀目廃止や金相場建の問題、金札拝借金、藩債処分という要素が絡まり、更にその両替商自身の経営や大名貸債権内容や公債への採否状況が大きく影を落としているものと考えられ、個別的な両替商経営の実証分析の蓄積がより望まれる。

二 研究史の整理

江戸幕末期の貨幣政策の展開には、貨幣・財政の政策決定機関の幕府、鑄造機関と引替を兼ねる江戸の金座や銀座、新旧金銀貨引き替えの指定を受けた三都の引替所附両替商という三者が関与した。これら三者に関する研究は膨大に存在するが、(1) 計数銀貨・補助金貨の発達と貨幣改鑄、(2) 物価、(3) 洋銀、(4) 財政と貨幣、(5) 商家・両替商経営と貨幣改鑄、の視点で簡単な整理を行い問題点の指摘を行った。

研究史の整理より導き出される、本研究における分析視点を示すと次のようになる。新旧金銀貨引き替えは、幕府は改鑄すれば改鑄益金が得られ、藩・持主は旧貨幣を出すことで利益が得られることを基本とする。安政の開港の衝撃は、日本の金銀も世界経済体系の中に組み込まれる契機になったが、この中で幕府は適正に金銀比価を調整し、金価格を国際水準に高くさせ、これが国内で増歩の形で具現化した。

これまでの研究では、増歩の変遷の紹介や主に天保小判の高騰というように限定的な注目でしかなかった。そのため、貨幣政策上で意義を帯びてくる安政二年や安政六年の増歩は、万延元年の増歩という金貨大高騰とも言うべき衝撃の陰に隠れて具体的な分析がされてこなかった観がある。更に、万延元年の増歩後でも天保二朱金や安政二分判は徐々に増歩が高くされているが、そこにも余り関心が払われてこなかった。日本の金銀貨にとって安政開港の衝撃の意味を、その前後より正しく評価していく必要性がある。

万延の改鑄実施後の動向についても、増歩高の決定や貨幣改鑄の政策決定過程の幕府における組織・人としての動きが必ずある筈だが、そこには史料的な限界が存在している。そのため、両替商側の史料に依拠することで貨幣政策の分析を試みる。その中では、幕府が貨幣政策上で設定した「増歩」を中心に据えて、引き替えをめぐる幕府・引替所附両替商・藩や持主という三者の思惑、三者間での改鑄益金や利益を巡る「駆引」の展開が浮き上がる。それ故に、幕府の貨幣政策の評価を、旧金銀貨一〇〇両・旧銀貨一〇貫目に含まれる金銀量と新金銀貨での増歩高に含まれる金銀量の差（幕府が得られる金銀量）という側面、引替所附両替商による引替高という側面、という二つを重視して分析していく所以である。

三 本研究の視点と構成

本研究での年代範囲は一八四四年～一八六九年として、貨幣政策に関し貨幣改鑄と増歩から四部の構成とした。時期区分から四部に分けた根拠は次のようになる。

I 天保の改革の失敗～安政の開港前、すなわち嘉永・安政期の金銀貨と安政二年の増歩（一八四四～一八五八）に該当する時期。鎖国下の天保の改鑄の影響が未だ残り、且つ

安政開港に向けての新たな様相の狭間で、幕府の財政的要求もあって行われた貨幣政策（嘉永一朱銀と安政二分判の鑄造、天保五両判の通用停止と引替開始、増歩）を、安政初年期の改鑄として位置づける。

『吹塵録』『幕末外国関係文書』にも貨幣政策の遂行に当たり幕府財政の実態まで触れられていることがある。引替所附両替商の史料も用いて増歩と引き替えを考察することで、貨幣政策が成功だったか否かの判断を下していく。

Ⅱ 安政の改鑄の金銀貨と安政六年の増歩に該当する時期（一八五九～一八六四）。貨幣政策で大きな転換点になるものは、「安政開港の衝撃」であり、この余りに大きな衝撃以降日本の金が高騰する作用となった。増歩は金貨ですぐ改訂を要したが銀貨では生きた。

『幕末外国関係文書』は安政の改鑄～万延の改鑄における貨幣改鑄に向けての政策決定の過程が見え、幕府内での激しい応酬も窺われる。しかし、安政二朱銀と安政小判は通用に失敗、旧金貨への増歩についても国際水準からすれば未だに設定が低く、大坂・京都での引き替えはほとんど機能不全の状態に陥る。銀貨については江戸時代で最後の改鑄になった。引替所附両替商の史料も用いて引き替えの動向を検証するが、貨幣について幕府や開港場で起きている混乱的とも言うべき状況に対して、両替商側の史料から窺えるその動きは未だ小さいと言える。

Ⅲ 万延の改鑄の金貨と万延元年の増歩（一八六〇～一八六四）に該当する時期。安政開港以前では地金としての金銀は金属貨幣故に幕府の所有し、操作しえるものとも解することができる。安政開港の衝撃の影響を受け、万延元年の増歩で日本金銀比価の国際水準化で日本金が三～五倍の価格へと跳ね上がった。これにより、日本国内では増歩による引き替えが進展するが、対称的に古金銀がより投機的手段、価値を貯えておく資産運用の手段化としての色が濃くなっていったものと見ることもできる。

しかし、この時期は幕府史料に限界が出るため、幕府では万延の改鑄後の貨幣政策をどのように考えていたかが見えにくくなる。そのため、幕府の貨幣政策の成否の分析に関しては、引替所附両替商の史料により依存を強めていく。そして、増歩高、古金銀に含まれる金銀量と増歩高に含まれる金銀量との差、引き替えに注目して検証を行う。

Ⅳ 慶応期～明治初期の増歩（一八六五～一八六九）に該当する時期。増歩に加えられた市中での増金は、相場化して幕府権力の枠内で上昇圧力を統制することがもはや困難になりつつあった。これらの事柄は、金銀の商品化へと繋がっていく過程だったとも言えよう。明治政府も明治初期に増歩の上昇と抑制に苦慮したが、金札で古金銀類を買い取る形へ転換した。

四 使用史料

使用した主な史料には次があげられる。①三井文庫所蔵の「江戸書状控」・「京都書状控」・「京江戸別通之控」・「御為替方連状控」等。②住友史料館所蔵住友家文書の「金銀引替御用留四番」・「金銀引替御用留五番」。③大阪大学大学院経済史経営史資料室所蔵鴻池善右衛門家旧蔵文書の「百文銭御払下ケ一件」・「古金銀引替御用一件 二」。④大阪商業大学商業史博物館所蔵佐古慶三教授収集文書に含まれる森本家近江屋半左衛門・猶之助家文書の「引替済古金銀上納請取之通」・「申年市中并諸株取集控并安政四巳年より未年迄平均勘定」・「留

帳」・「諸書留」。⑤国文学研究資料館所蔵加嶋屋長田家文書の「両御掛屋引替済古金銀上納請取通」・「引替済古金銀上納請取通」・「古金銀引替御用掛屋月番方之請取書」。⑥国文学研究資料館所蔵播磨屋中井両替店記録の日々の業務を記した日記、及び両替方日記。

第一部 弘化・嘉永期の停滯から安政初年期の改鑄と増歩

第一章 計数銀貨・補助金貨の発達と金銀比価

本章での目的は二つあげられる。①秤量銀貨（丁銀・小玉銀の通用銀）の下に存在する計数銀貨（二朱銀・一分銀・一朱銀）及び、本位金貨（小判・一分判）の下に存在する補助金貨（二分判・二朱金）が発達・完成し、更にどのような独自の進化を遂げたかを明らかにする。計数銀貨の地位は天保一分銀により確立はされたが、前段階で、基本的な計数銀貨と補助金貨の共通事項である「二」のつく貨幣から、更に小額の貨幣である「一朱」という金貨体系では最小単位である貨幣誕生の意義も考察する。②計数銀貨と補助金貨の誕生・発達が、三つの種類の日本金銀比価を出現させるに至った。ここでは、それぞれの日本金銀比価の変遷とその特徴について明らかにする。

本章での結論は次のようになる。①銀貨においては、一両当たりの銀量が減少したが、その主導性を持ったのが計数銀貨だった。同様に、金貨においても一両当たりの金量の減少を主導したものが補助金貨であった。特に金貨は、天保二朱金の発行以降、安政・万延の改鑄に至るまでは、二分判・二朱金の一両当たり金量が小判とは全く連動せず独自の動きで減少した傾向がある。

②秤量銀貨である通用銀から「二」のつく南鐐二朱銀が、貨幣量の増加の意図も含ませて補助的・臨時的立場から発生した。次に幕府が企画したことは、「一朱」という金貨の最小単位を用いて小額銀貨を進化させ流通させることであった。その意図は、幕府の出目の獲得目的も当然あるが、江戸時代の三貨制度の中で、金の単位を持つ銀で銭（銅）への接続だった。銀貨は、通用銀→「二」のつく南鐐二朱銀と一分銀→小型化・小額化させた一朱銀という進化を遂げた。

③補助金貨と計数銀貨の関係では計数銀貨の改鑄で銀高が進行したが、時折、補助金貨が低品位へと改鑄される度に銀安傾向へ一時引き戻すこともあった。本位金貨と秤量銀貨の関係・本位金貨と計数銀貨の関係では一貫して銀高傾向で進行し、安政開港を迎えた。万延の改鑄以降の金銀比価は、補助金貨と計数銀貨の関係の方が重要になっていった。

第二章 弘化・嘉永・安政初年期の貨幣改鑄と新旧金銀貨引き替え

幕府は財政の事情から、旧金銀貨持主への増歩も高くは設定できなかった。本章で検討する弘化・嘉永・安政初年期の問題点は次のようになる。増歩により幕府が引き替えられた古金銀類から得られる純金銀量を、安政二年の増歩前後での比較を含めて検証していく。この時期の増歩が古金銀類持主に与えた効果について大坂・京都での新旧金銀貨引き替えを事例にして考察する。その上で、安政初年期に鑄造された嘉永一朱銀（別称は安政一朱銀）と、安政二分判に担わされた役割を描き出し安政初年期の改鑄を再評価したい。引替過程は文政・天保の改鑄の「新貨の受取り→その引替え（拡散・流布）→旧貨の回収→その包改め→上納→幕府からの手当銀の交付」である。

本章での結論は次のようになる。①幕府は、不便利を理由に通用停止にした天保五両判の引替対応用の安政二分判を新鑄したが、引替元金として送れたのは各一回きりだった。他方で、安政開港期まで引替元一分銀の引き替えが貫徹されたが、その内には通用停止の文政南鐐一朱銀の引替需要も当然内在した。しかし、三朱までの引き替えには一分銀一枚で対応できず銭で対応していた。幕府の出目を目的に嘉永一朱銀は登場したが、同時に文政南鐐一朱銀の引替対応用の計数銀貨だった。幕府は弘化元年～二年に大坂・京都へ送った引替元一分銀が皆済に至らなかったために、三井組の要求があっても引替元一朱銀を送らなかった。②弘化・嘉永期は引替高減少、かつ幕府の「通用停止」の常套文句が通用しなくなった時期だった。対応に幕府は、安政二年に古金銀類持主への増歩に踏み切るが、その増歩前後には幕府は補助金貨と計数銀貨の改鑄を実施し、増歩以前と比べても同水準ないしそれ以上の出目（金銀量）が獲得できるよう計算はされていた。しかし増歩の水準は依然として低く、安政二年の増歩の引替誘因としての効果は一時的なものだった。

第二部 安政の改鑄と増歩

第一章 安政開港前の貨幣交渉と貨幣改鑄案をめぐる幕府内部の対立

幕府の貨幣政策は、安政開港に備えての外国との貨幣交渉とそれに続く貨幣改鑄が問題になる。幕府は日本金貨の海外流出を防止するため、日本金銀比価を外国金銀比価へと調整していく貨幣改鑄を実行に移さなければならない。その方法が、幕府財政問題とも絡んで伝統的貨幣政策である貨幣改鑄益金（出目）目的の悪貨路線での金銀比価調整になるのか、それとも天保の改革時にも問題となった良貨改鑄路線の再燃によって金銀比価調整を実現していくかの政策選択に迫られた。安政条約の「貨幣条項」成立までの幕府とハリスによる貨幣交渉の過程、安政の改鑄実現へ向けての政策決定過程を考察する。

本章での結論は次のようになる。勘定奉行案は安政二分判に金品位の基準を合わせるものであった。安政の改鑄をめぐる議論の中で、安政二分判が基準とされたことは安政初期の改鑄の存在は、文政・天保の改鑄とは段階が進行した別の改鑄と見るべきだろう。外国奉行案では出目の獲得は目的とせず、日本金貨も外国金貨の金品位・量目に合わせて改鑄すべきことを主張した。勘定奉行案による安政二分判の金品位へと合わせた改鑄は、後に外国側に金品位悪化による抗議、新たな改鑄実施の必要性、幣制と国内経済の混乱を誘発する可能性を指摘した。

第二章 安政の改鑄の失敗とその影響

安政金と安政二朱銀は通用に失敗した。対外的目的を帯びた安政二朱銀は通用見合わせだったが通用停止に至り、安政金は天保小判と同様に外国人の投機取引の対象にされた。その後、安政一分銀の鑄造は洋銀に水準が合わせた対外的な銀貨を整えた。最後に鑄造された安政銀は公定相場における一両当りの銀量、安政一分銀の一両当りの銀量をほぼ一致させた。安政の改鑄の効果は、対外的には計数銀貨、対内的には金貨の方向性が固まり、国際的に通用する「銀貨」の形を整えた。

本章での結論は次のようになる。安政の改鑄では、今後国際的に通用する「銀貨」の形を整ったが、安政二分判の失敗と安政一分銀鑄造に横たわる、幕府側とハリス側の計数銀

貨論について指摘しておきたい。

幕府は財政貨幣のため、「極印を以て通用する」貨幣論に固執しすぎた面は否定できない。幕府は、ハリスとの交渉過程においても財政貨幣故の「日本金銀に混ぜ物多い」という議論に過剰に反応しすぎたため、本来の素材価値に立ち返って貨幣交渉を遂行できにくくなったものと判断できる。反対にハリスは、洋銀価値を洋銀一ドル＝一分銀三枚での絶対保持のため、洋銀の量目上での取引でしか見なかった点にも問題があった。そのため両者の至った点が、貨幣価値と素材価値の両面から矛盾が起こり易い貨幣取引条項になった。これら両者の問題が、まさに安政二朱銀通用問題で噴出したと言えよう。

第三章 安政の改鋳後の大坂から江戸への天保金差し下し—三井組を中心に—

金貨に関して安政六年（一八五九）の増歩と安政七年（万延元年、一八六〇）の増歩の間には、安政金の鑄造停止と通用失敗があり、日本国内において天保金価格や金銀比価に歪みを生じさせた筈である。天保金を持参した場合、その代り金は何の貨幣で渡されるのか、増歩の他にも増金が出たこと、そして増歩・増金が出たならば何の貨幣で渡されるのか、という問題となって表れた。

天保金などの海外流出の防御策として、幕府は天保金の買い取りを行っていた筈であり、その状況はこれまで注目されていない。本章では、安政六年の増歩と安政の改鋳後に大坂で実施された天保金の江戸への差し下しを明らかにする。この差し下しは、安政七年の増歩・万延の改鋳の影響も大きく受けたが、大坂での天保金価格の上昇を解明することで、日本金貨価格が国際水準へと近づく過程の一端を明らかにすることもできる。本章の対象期間は、安政六年五月と七月の増歩・安政の改鋳から始め、江戸では万延元年四月の万延金による引替開始まで、大坂では万延元年六月に大坂から江戸へ天保金差し下し停止までを範囲とする。語句について、持参された天保金の代金は「代り金」、幕府が公布した公定の増歩は「増歩」（史料により「歩増」）、天保金の価格上昇に伴う「増歩」の上に加算された金額を「増金」と呼ぶ。

本章での結論は次のようになる。①大坂・京都で引替元金に基づく引き替えが行われなかったため実行には至らなかったが、これまでとは異なり増歩が多額に及ぶという事情を鑑み、引替元金内へ増歩御手当分を含ませていく工夫がなされた。

②安政金の失敗による貨幣量不足により、天保金の代り金・増歩・増金を基本的に有合金で渡す事が可能になり、そこに洋銀も登場してきた。これまでならば、小判なら小判で、二分判なら二朱金又は二分判で同種同士を引き替えるという常識が崩れたとも見るべきである。これも安政六年五月～万延元年六月に顕著に起きた日本国内での金貨価格上昇が増歩・増金という形に現れ、そのインフレ的傾向の中で貨幣需要を満たすために用いられた手段であると言えよう。そして、天保小判の価格は一〇〇両につき、安政六年五月の増歩で一二五両と定められたが、同年十一月では増金付き始め一三〇両となった。安政七年一月の増歩前は二八七両二分～二九〇両二分二朱、江戸での引替開始直前に当たる閏三月は三一八両二分～三一八両三分、五月に三三〇両と三三七両二分の変遷だった。

③天保金の江戸へ差し下し、その代り金を江戸から大坂へ為替で上せることを

基本としていたが、為替での送金状況によっては度々の差し下しの中断という事態に陥った。その中断は、引き替えにおける引替元金の単純な元切れより、為替取組や勘定の意味で問題を複雑化させ、大坂側では大坂での金繰りを悪化させる一因にもなっていた。

第三章 安政の改鑄における銀貨引き替え

安政の改鑄で、銀貨は安政六年（一八五九）八月に安政一分銀が、一二月に安政銀が鑄造された。そして、安政一分銀を引替元一分銀とした引き替えは正式には行われず、安政銀を引替元銀とした引き替えのみとなった。他方、幕末の秤量銀貨は市中では姿が見られず「空なり」と象徴的に言われている。しかし、安政銀を引替元にして天保銀へと引き替えられていく過程は「空」ではない通用銀の一側面が垣間見える。本章は、大坂・京都における安政銀から天保銀への引き替えを検証する。そして、引替元銀から引替誘因でもある増歩御手当（いわゆる増歩）の引き去り方法の問題、経営改革が成った住友家が引替業務で銀方の三手への復帰過程も明らかにする。

本章での結論は次のようになる。安政の改鑄を機に、新旧通用銀引き替えの引替元銀は天保銀から安政銀へと据え替えた。そこには銀品位の低下があったにも係わらず、元文銀と文政銀の持主への増歩は安政二年（一八五五）の増歩がそのまま踏襲された。

天保銀は一〇貫目につき安政銀一〇貫一〇〇目へと増歩された。天保銀への増歩分と引替過程でのその引き去りは、引替所附両替商と銀座との間で大きな影響を及ぼすことになった。安政六年の百文銭払い下げで初めてその手法が取り入れられ、安政・万延の改鑄でも用いられた方法でもある、引替元から増歩分や更には御手当諸入用を引き去る方法は、引替所附両替商側の増歩分立て替えの忌避により導入された。しかし、新旧通用銀引き替えでは、持主への1%の増歩分でも秤量貨幣故に、端銀問題や計算煩雑化、引替開始直後の引替集中もあって引き去り機会を逸したことにより、引替所附両替商側から「天保度振合」への回帰が望まれ銀座では一度渋ったもののそれへと戻された。

幕府は引替元の天保一分銀を文久元年（一八六一）に返上納させたが、この後、安政一分銀や嘉永一朱銀を引替元として大坂・京都へ送り、純粋に南鐐二朱銀・文政南鐐二朱銀・文政南鐐一朱銀を引き替えさせることはしなかった。更に幕府は、銀品位差があるのにも係わらず天保一分銀と安政一分銀が混在して流通させた。しかし、幕府は江戸本両替仲間に内密に天保一分銀へも引替諸入用ほどの増歩を与え回収に乗り出した。日本国内での洋銀忌避による洋銀価値下落は、結果として洋銀相場を生成させた。しかし、洋銀相場が具体的に機能するまでの間、江戸では安政一分銀を拒否する混乱が短期間だが起きた。

第三部 万延の改鑄と増歩

第一章 万延の改鑄における金貨・銭貨

本論文において課題の中心となる日本の「近代的貨幣制度」の定義としては、「金本位制度・計数金貨を中心に展開される円・銭・厘による貨幣体系」と考える。金本位制度を前提にした新貨条例に至るまで、どのような基礎的要因があったのだろうか。そして金に銀を取り込んだ「金・銭」の貨幣体系が如何に完成したか。この起源については万延の改鑄に求めることができる。本章では、幕府が金を切り上げる形で日本金銀比価を国際

調整していく意思決定過程を考察する。他方で、錢の内容を実質的に銅から鉄へ変えるという、切り下げの形での銀銅比価是正についても言及する。

本章での結論は次のようになる。安政開港期の二度の改鑄を経ることにより、日本の貨幣制度は金銀貨複本位制の形に戻された。実質的には金貨体系が外圧（つまり、洋銀の大量流入と日本貨幣の流出）で崩されることもなく、強固に維持されていたことが明らかになった。この近世日本の強固な貨幣制度こそが、日本金銀比価が無事に国際調整を果たさせる原動力になった。安政開港により、日本貨幣が海外へと流出したが、貿易の開始と共に日本に流入した洋銀こそが、それ以降の日本経済の性質を変えていったと見ることも可能である。結果、江戸幕府が明治維新政府に残した貨幣制度上の遺産は大きいと評価できる。それは、日本金銀比価の国際調整された状態、また、銀の金体系への吸収による二貨（金・銀）制度の状態というように、世界に通じる近代的貨幣制度の基礎がここですでに完成した。

第二章 万延の改鑄後の新旧金貨引き替え

新旧金貨引き替えはこれまでの改鑄とは異なり、三都同時での開始はできなかった。本章では万延の改鑄に伴う新旧金貨引き替えの実態とその展開を明らかにする。万延小判又は万延二分判を引替元金にした場合、引き替えられた旧金貨でも特に天保金・天保二朱金から幕府が得られる金量について検討し、判明する限りで引替高の集計を試みる。

江戸での引き替えでは、高率の増歩故の引き替えの殺到と引き替えの一極集中による影響を考察する。遅れて始まった大坂・京都での引き替えは、その進行過程で起きた、①引替元金の中へ引替所附両替商に交付される引替諸入用分の取込過程、②引替元金の大坂御金蔵への返上納と引き替えの縮小について考察していく。

本章での結論は次のようになる。日本の貨幣制度の問題としては、開港直後に外国人により日本金貨流出に至った「ゴールドラッシュ」よりは、万延の改鑄に関する増歩と引き替えによる「ゴールドラッシュ」の方が、与えた影響は大きい。本章での結論は三点になる。①大坂から天保金を中心に江戸へ差し下してはいたものの、代り金が高率の増歩故に高額となり、江戸から大坂への代り金の為替での送金には遅延など無理も生じ始めた。更に、大坂からの天保金の介入で、江戸では天保二朱金の引き替えに支障が生じ、江戸一極集中は限界に至っていた。大坂に引替元金が到来以前は、御用金・献金の賦課に加え、天保金・安政金、天保二朱金・安政二分判が通用停止になり、且つ万延金も供給不十分なため正金銀不足だった。②万延の改鑄での金方引替は「新貨の受け取り→その引き替え（拡散・流布）→旧貨の回収→御手当諸入用高の算出と引き去り→旧貨の包み改め→上納」へ発展的に変化・改良を遂げた。③江戸での引き替えの展開の中で、大坂・京都の引替所附両替商と幕府の鑄造要求に挟まれる形で、金座は引き替えにより旧金貨に含む金の獲得と万延二分判を中心とする金貨鑄造の両立に苦慮した。後には文久三年以降大坂でも引替元金の返上納の問題が生じた。

第三章 安政六年の天保通宝払い下げ

安政六年（一八五九）二月に江戸幕府は、天保通宝（百文錢）三三万八〇〇〇貫文を大

坂へ送り、三井組・十人組・住友家の三手引替、十四軒組合という大坂の引替所附両替商に払い下げを行わせることで金銀貨を得ようとした。安政六年の払い下げの事例を通じて百文銭払い下げの全貌や実態の分析を試みることにしたい。この天保通宝払い下げは、期間が安政六年から文久元年（一八六一）にまたがり、その間に、安政の改鑄と万延の改鑄及び、古金銀への増歩も二度実施された。すなわち、日本金銀比価が国際調整されることを受けて、万延の改鑄後の幕府は、貨幣素材に金の獲得が要となっていた。この払い下げでの代金銀についても、幕府が日本国内の貨幣素材について銀の獲得よりも金の獲得へと目標が移っていくことが明確に示されている好事例だとも言えよう。本章での課題は二点になる。①鴻池屋善右衛門ら一四人で組織される「十四軒組合」を中心に引替所附両替商の百文銭払い下げの実態を明らかにする。その上で、幕府の公金を扱うこれらの引替所附両替商にとって、この払い下げが持った金融的な側面を分析する。②幕府がこの百文銭払い下げを通じて、貨幣・財政政策的に意図していたことを明確にする。

本章での結論は次のようになる。百文銭払い下げ代金は、その運用をめぐり幕府・引替所附両替商の利害対立の間に立たされた。幕府側と引替所附両替商のそれぞれの立場で有利な運用方法を順に並べてみたい。

払い下げ代金の内訳が、①最良は天保小判や天保二朱金、②次に安政二分判、③最も不利は天保一分銀や嘉永一朱銀という順であった。他方、引替所附両替商側は御手当・利益の機会・費用の状況からすると、①最良は「九十日延為替」での江戸送金、②次に新旧金銀引替御用での回収旧金銀貨と同様に三井組・十人組が大坂から江戸へ差し立て、③最も不利は引替所附両替商側が費用負担する大坂御金蔵への上納という順であった。

百文銭払い下げでは利点が引替所附両替商側にもあった。引替所附両替商側は市中における銭不足という背景に助けられ払い下げは完了した。同時に、払い下げでは金相場と銭相場を上手に読み、取り扱うことが御手当上昇の誘因にもなった。また、払い下げ代金を短期預金として預かり公金運用することで利益を得る（名目貸の）機会を、万延元年一〇月の「百文銭代り金上納一件」後に幕府より一年貰い、見返りに引替所附両替商側は上納費用を負担する大坂御金蔵への払い下げ代金上納を「御奉公迄」で承諾した。幕府側は払い下げ代金の内訳ではあまり金貨はなく、銀貨ばかりで期待通りの益金はあがらなかったが、市中の銭需要に応えるという百文銭発行本来の目的は達成していた。

第四部 慶応期以降の貨幣政策と増歩

第一章 慶応期の銀貨

日本国内における新旧引き替えは計数銀貨では行われず、秤量銀貨だけが実施された。慶応期には新旧通用銀引き替えであっても天保一分銀・安政一分銀・嘉永一朱銀という計数銀貨の存在が大きく関係する。慶応期に幕府は銀貨改鑄や秤量銀貨廃止は実施しなかったが、幕末の金相場の上昇に伴う秤量銀貨と計数銀貨の両者に含まれる銀量関係の是正が何らかの形で必要とされていた段階でもあった。本章では、江戸時代における新旧通用銀引き替えの変化と終焉を述べていきたい。そして、慶応期の金相場や打銀相場の上昇の中で幕府が意図していた貨幣政策を引替所附両替商側の史料から明らかにする。

本章での結論は次のようになる。なぜ天保銀の持主が安政銀への引き替えに応じたか、

その背景を推測してみたい。安政六年～慶応元年は幕府が天保銀の持主へ与えた引替誘因である増歩は僅か一％であり、天保銀持ち主はこの引替誘因で積極的に引き替えに応じるとはあまり考えられない。

そこには幕府が与える引替誘因に代わる誘因があったものと考えられる。天保銀持主は安政銀へ引替後、更に正銀を望む者へ売却して、正銀打の利益を得る方法もあったと考えられる。さらに正銀は、大坂より持ち出され貨幣需要のある大坂近郊都市や長崎などへ持ち出されたのだろう。幕末の金相場上昇は秤量銀貨に含まれる銀量を形式的には増やしていき、固定化された銀量を持つ計数銀貨との、銀量の均衡性を悪くさせた。幕府にとっては、銀量面で計数銀貨より秤量銀貨に需要が出ることは避けなければならず、慶応期には金相場や銀貨改鑄での対応が必要になったと判断できよう。

第二章 慶応期以降の新旧金貨引き替え

新旧金貨引き替えや増歩を考察すると、慶応期に万延の改鑄が新たな局面に入ったものとする。まず万延二分判の銀部分は、日本国内に流入の洋銀から構成されてきた。慶応期に入り貿易状況も、日本の貿易黒字は減少し慶応三年（一八六七）には赤字に転落、洋銀相場の高騰で幕府受け取りの洋銀が激減した。本章では、慶応期以降の局面について考察する。具体的には、大坂・京都での引替元金は幕府から交付が基本だったが、慶応期以降は引替所附両替商もその調達に協力を強いられた。新旧金貨引き替えも両組だけが担うことになる。引替目標地域も、西国諸大名家を中心とする遠国の旧金貨を集めることが狙いとされた。そのため、新たな引替誘因の付与についても考察する。

本章での結論は次のようになる。①日本国内では万延元年の増歩で経験した「ゴールドラッシュ」が、天保小判・天保二朱金を中心に進んだ。大坂市中の例では、私的な増金が出現して新たな増歩への期待を生む様相を呈した。②引替元金に関して慶応期以降の大坂・京都への引替元金は、為替で送金することが基本であったが、その為替に関しても、大坂で為替相手が出ない場合は、飛脚による正金の現送が部分的であれ行われていた。ここでは、引替元金の為替での送金も決して安定的で十分な手段ではなかった。引き替えの効率や融通を考えると、引替所附両替商には住友家や十五軒組合が事実上の引替休止状態となり、大坂・京都の両組のみになった。しかし幕府は、万延二分判があるならば、引替元金にしたいが財政支出へ廻す、財政支出へ廻すと引き替えができず万延二分判が鑄造できないという、「貨幣と財政のジレンマ」の状態に陥っていった。そこでこれらを打開するために小栗忠順が提唱したのが引替所附両替商の手金での引き替えに依存する繰替金だった。しかし、これは立替金であって、幕府から交付される利息の問題や両組の資金難という事情により結局は実現には至らなかった。③慶応期以降の幕府は、西国筋からの新旧金貨引き替えを強化しており、それが遠国諸入用と別段御手当金である。

第三章 明治元年の増歩と引き替え

明治政府は旧幕府より貨幣鑄造権を引き継いだ。旧幕府以来の新旧金銀貨引き替えでは、市中では旧金貨を中心に増歩への期待から浮説・流言が横行し、旧金貨の退蔵・隠匿、他にも増金が私的に行われ、それで取引されていた。明治政府でも新たに発行した金札で、

金銀貨の引き替えを行なうにしても、増歩が度々改められる異常な事態になった。本章では、①慶応四年（明治元年）に度々行われた旧金銀貨への増歩、その他の遠国諸入用や別段御手当金の廃止や付与について事実関係を整理する。②金札が引替元となって引き替えが行われた事例を検証する。③慶応四年一月に大坂では両替商が休店する混乱が発生したが、その江戸への波及と、それに伴う江戸本両替仲間の変化を明らかにする。

本章での結論は次のようになる。引き替えについて明治政府は、試行錯誤の再編を試みた。慶応四年のちに明治元年（一八六八）は、増歩に関して大きな変動の年となり、旧金貨への増歩は三回変更された。遠国諸入用廃止の代替措置として四月の当分の増歩が出され、閏四月の増歩で増歩高がピークに達し、一〇月の増歩では金貨への増歩が閏四月の増歩よりも下がった。

銀貨に関して、秤量銀貨は銀目廃止に伴って買上価格が公布され、計数銀貨は南鐐二朱銀・文政南鐐二朱銀・文政南鐐一朱銀に関し慶応元年の増歩が踏襲して公布された。一分銀は海外流出を防止するための増歩や引き替えが整えられた。

新旧金銀貨引き替えを行なった旧幕府は、市中での増歩の浮説・流言に揺さぶられ、持主の退蔵・隠匿に悩まされた。明治政府は、金属貨幣の呪縛から解放され、金札という信用貨幣で金銀貨を買い取ることに成功させたと言える。

補章 近江屋猶之助両替店の新旧金銀貨引き替えと金座下買役

近江屋半左衛門・猶之助両替店は、御用金掛屋や十人両替（新旧貨幣引き替えで「十五軒組合」）の地位に就く等の活躍を見せた豪商である。他方で、貨幣改鑄に関連して、金座支配下の「下買役」として市中より貨幣素材となる金銀地金を買取った。本章では、近江屋半左衛門・猶之助両替店の金融業務の内、幕府の貨幣改鑄事業に係る新旧金銀貨引き替えと金座下買役に焦点を当てて史料を紹介し考察を加えた。

本章での結論は次のようになる。下買役では、最上屋善兵衛が勤めた「焼金銀下買」は不良貨幣の買い取り故に比較的業務の多い下買役と類推される（尼崎屋喜兵衛の焼金銀下買への介入例のように）。他方、近江屋猶之助等が勤めた各藩から持ち込まれる金銀地金買い取り専門の下買役は、「薩州玉金方」の史料中に「近來者下買金出方無数」とあるように余り業務はなく、いわば名誉職的な状況にあったものと類推される。それに、尼崎屋喜兵衛の焼金銀下買への介入の際、この一件は土佐藩の協力がなければ解決しにくい問題であり、土佐藩への大名貸の効果が表れたものだろう。

終章 まとめと課題

本研究の全体を見渡し、まとめと課題の提起については次のようになる。

幕府が貨幣政策として意思決定して公表される増歩は、幕府自身には改鑄益金に影響を与え、引替所附両替商や藩・持主に対しても心理的に効果を及ぼし行動への誘引を与えていくものと考えられる。安政開港の衝撃で、その後繰り返し発令させた増歩は『幕末御触書集成』『大阪市史』『大阪府布令集』等の触書が基本となり、これまでの研究もそれに基づいている。しかし、これら触書が安政開港の衝撃後に、幕府から出された数々の増歩の実態を正確に示す史料とは言い切れない。そのため江戸の引替所附両替商の史料からも増

歩を注目することで、引替所附両替商への廻状のみで市中へは内密にされた増歩を明らかにした。大坂三井組の史料だけでも限界はあり、江戸のみを対象にした内容は大阪へは完全には知らされていない。江戸播磨屋中井両替店の日記は、大阪での史料で空白になりがちな部分、江戸の引替所附両替商のみへの廻状、を補う史料になると位置づける。

万延の改鑄の実施後から幕末維新の間は、貨幣政策の意思決定に係る史料は限界があり、研究史でもその傾向が窺えた。そのため本研究では引替所附両替商の史料に依存を強めた。しかし、本研究の中心となる大阪・京都の引替所附両替商の史料でも問題は存在しており、引替記事の記載漏れ、引き替えに携わった両替商各家から新たな史料が見つかることがある。それにより、新たな事実や引替高の発見及び引替高内訳の判明が起こってくるのも事実である。本研究では実態判明をより正確を反映させていくようには心掛けている。他方、江戸における引き替えでその実態をある程度示している史料は、播磨屋中井両替店の日記や幕末金座後藤亀市文書のように限定もされている。

そして本来、明治期を視野に入れた近代的貨幣制度の確立という課題に対し、幕末維新期の貨幣供給量の数値を引替面から推計することは重要な意味を持つ課題であると考えられる。しかし筆者は、指摘する史料上の問題を勘案していくと、引替所附両替商が引き替えによって、新金銀貨の鑄造高の何パーセントを流布できたか、各古金銀貨の鑄造高の何パーセントを回収できたか、という具体的な数値を明確に出すことは本研究では避けることとし、今後も継続して慎重に検討を要する課題としておきたい。

また、古金銀の所有者について定義することは困難である。藩も多く金銀貨の所有者であり、史料の「持主」と呼ばれる存在についても明確ではない。古金銀を持つ藩・持主だが、幕府より引替誘引（いわゆる増歩）が新規に与えられる、又は、増やされると引き替えに応じていく存在である。しかし、引替所附両替商の史料からは、藩・持主における引き替えへの意思決定や引替人の実態はほとんど見えない。

安政開港の衝撃を機運とする日本金の高騰から、その後の増歩による引き替えを本研究で検証した。この事は、日本での貴金属としての金銀の商品化・資産化の流れが窺うことができ、他方、貨幣制度の発達段階からも日本の貨幣制度は金・銀本位制度から、金銀から決別していく管理通貨制度への動きが着実に進み始めていたと判断できよう。

今後の貨幣に関する課題を示すと次の三点になる。①「京都書状控」には、貨幣相場に関して日々の金相場、正銀打、小判や外物一〇〇両につき要する打銀が記されている。幕末に近づくに連れてそれら打銀相場は上昇傾向になるが、貨幣的事象がどのように打銀相場へ反映されたかという「差響」の影響や実態を考察することまではできなかった。②幕府は安定した金属貨幣の供給や貨幣相場の動向に注意を払っていたが、本研究内容では教訓的に生かされた失敗した事例も過去には見受けられる。天保一三年（一八四二）に文政南鐐一朱銀を強制的に通用停止に踏み切って天保一分銀との引き替えを行なったが、これは少なからず金融逼迫と引き替えでの殺到を起こしている。江戸時代後期の幕府の「銀貨」の統制していく一事例として分析を試みていきたい。③本研究では、金銀貨が中心の議論となり銭貨の検討まではあまり行き届いていない。安政開港以降、日本の貨幣市場には鉄銭や天保通宝百文銭が大量投下され、銭貨の価値が下落した。文久・慶応期に大阪で行われた百文銭を売り払い金貨買い上げの事例を引き続き検証していきたい。